

人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定した人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略（以下「総合戦略」という。）を着実に推進するため、人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 総合戦略の改定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進に関すること。
- (3) 総合戦略の実施状況に関すること。
- (4) その他総合戦略の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進協議会の構成は、別紙に掲げる有識者、団体等の代表者等で構成する。

2 協議会に会長および副会長を置き、有識者をもって充てる。

(運営)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の運営に必要な事務は、滋賀県総合企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別紙

	氏名	団体 役職等
会長	神部 純一	滋賀大学教育学部 教授
副会長	塚口 博司	立命館大学 名誉教授
団体等		一般社団法人滋賀県医師会
		滋賀子育てネットワーク
		社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
		滋賀県民生委員児童委員協議会連合会
		一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会
		滋賀県老人福祉施設協議会
		滋賀県介護福祉士会
		おおつ男性会議
		公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
		滋賀県小学校長会
		滋賀県中学校長会
		滋賀県PTA連絡協議会
		滋賀県少年補導員連絡協議会
		滋賀県青年団体連合会
		滋賀県木材協会
		公益社団法人びわこビジターズビューロー
		滋賀県農業協同組合中央会
		公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会
		公益社団法人滋賀県建築士会
		一般社団法人滋賀県バス協会
	京阪電気鉄道株式会社 大津鉄道部	
	滋賀県民俗文化財保護ネットワーク	
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	

公益社団法人滋賀県防犯協会
公益財団法人滋賀県交通安全協会
滋賀県商工会議所連合会
滋賀県商工会連合会
滋賀県中小企業団体中央会
滋賀経済同友会
一般社団法人滋賀経済産業協会
一般社団法人滋賀県銀行協会
一般社団法人環びわこ大学・地域コンソーシアム
滋賀労働局
滋賀県林業研究グループ
滋賀県指導農業士会